

平成 31 年度税制改正において 自動車諸税の抜本的な見直しを求める緊急声明

我が国の自動車産業を取り巻く環境は、海外経済の不確実性の高まりに加え、平成 26 年 4 月の消費税率 8%への引上げ、平成 27 年 4 月の軽自動車税率の引上げ等により、国内販売の伸び悩み傾向が続いている。

また、電動化や自動運転などの次世代技術の開発競争の激化や、米中の貿易摩擦を始めとした通商問題のリスクなど、かつてない大きな変化に直面している。

さらに、2019 年 10 月の消費税率の 8%から 10%への引上げ時には、国内の消費が冷え込み地域の経済・雇用に大きな打撃を与える恐れがある。

こうした中、広範な関連産業を持ち、我が国の経済や雇用を支える自動車産業が、引き続き、国内で雇用を確保し、地域経済を牽引していくためには、地方の財政に十分配慮しつつ、自動車ユーザーの負担軽減に向けた恒久的な措置を早急に実現していくことが不可欠である。

我々は、平成 23 年以来、自動車諸税を抜本的に見直すことを求める緊急声明を取りまとめ、政府・与党に対し、その実現を要請してきた。その結果、平成 26 年度与党税制改正大綱において、自動車取得税率の引下げ、消費税率 10% 時点での取得税の廃止等、自動車ユーザーの負担軽減につながる抜本的見直しの方向性が示された。

また、平成 29 年度与党税制改正大綱では、自動車取得税・重量税のエコカー減税及び、自動車税・軽自動車税のグリーン化特例について、2 年間延長することが決定された。さらに、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減等の観点から、平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることが明記された。

我々は、自動車諸税を適切に見直すことによって、特に複数保有が常態化し、負担が重くなっている地方の自動車ユーザーの負担軽減、生活の向上が図られ、また、幅広い自動車産業の活性化を図ることは、震災等から

の復興の促進や我が国経済の「稼ぐ力」の回復に資するとともに、雇用や税収の安定的な確保を通じて、地域経済の持続的な成長にも大きく寄与するものと確信する。

政府・与党におかれでは、下記のとおり、車体課税の軽減、簡素化を始めとする自動車諸税の抜本的な見直しを速やかに実現し、何としても、景気の腰折れや国内生産の空洞化を阻止していただくよう、強く要請する。

記

自動車諸税は地方の重要な財源であることから、減収により住民サービスの低下を招くことのないよう、市町村を始めとする地方の財政に影響を及ぼさず、減収額に見合った具体的かつ安定的な代替財源を制度的に確保することを前提として、

1. 自動車諸税の抜本的な見直しについては、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。
2. 廃止までの自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、延長すること。
3. 2019年10月の消費税引上げに際し、耐久消費財である自動車の反動減対策にしっかり取り組むこと。

平成30年11月

岩手県知事	達増 拓也	宮城県知事	村井 嘉浩
神奈川県知事	黒岩 祐治	静岡県知事	川勝 平太
愛知県知事	大村 秀章	三重県知事	鈴木 英敬
岡山県知事	伊原木隆太	広島県知事	湯崎 英彦
福岡県知事	小川 洋	大分県知事	広瀬 勝貞
浜松市長	鈴木 康友	名古屋市長	河村たかし